

資料

第6期清水町総合計画策定の 基本方針について

平成31年2月22日
清水町議会 全員協議会提出資料

第6期清水町総合計画策定の基本方針について

1. 計画の策定の趣旨

清水町の総合計画は、昭和46年度から10年ごとに社会情勢や経済情勢の変化に伴い、住民のニーズや課題に対応するため、現在まで5期にわたりその時代に合った総合計画を策定し、清水町のまちづくりを推進してきた。

平成22年12月に策定した平成23年度から10年間の「清水町まちづくり計画（第5期清水町総合計画）」においては、清水町の将来像を「みんなで生き生き豊かさ育むまちとかちしみず」とし、少子高齢化や高度情報化、環境問題、危機的な財政課題など、これまでの価値観や視点の改革と、身の丈にあったまちづくりなどの課題解決のため、毎年度、実施計画の見直しを行うなど、その実現に向けた取組みを進めている。

この間、人口減少社会の到来や大雨による災害など、住民ニーズや町に求められる役割等の変化により、第5期清水町総合計画を振り返るとともに、10年先を見据えたまちづくりが必要となっている。

このような背景を踏まえ、本町の産業や特性を最大限に活かし、人口減少対策と本町の発展を目指し、まちづくりを推進するため、新たな総合計画を策定する。

2. 新しい総合計画の考え方

(1) 総合計画の位置づけ

総合的かつ計画的にまちづくりを行うための最上位計画として位置付けし、各種施策の実施や計画策定においては、総合計画との整合性を図るものとする。

また、平成23年の地方自治法改正により、法律上の総合計画を構成する基本構想の策定義務はなくなったところである。しかし、総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画となることから、清水町まちづくり基本条例に基づき、議会と行政との協働のまちづくりを進めるためにも、総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、議会の議決事項として位置付けていくこととする。

(2) 清水町人口ビジョン・総合戦略との関係

平成27年に策定した清水町人口ビジョン・総合戦略は清水町総合計画と期間が重複しており、今後の国や道、十勝管内の市町村の動向も注視しつつ、整合性を図るものとする。

(3) より多くの町民参加

清水町まちづくり基本条例の目的にのっとり、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、計画づくりへの参画の場の確保に努めた計画づくりを進める。

(4) 社会情勢、経済情勢などの変化に対応

人口減少、少子化や高齢化の進展、自然災害、公共施設の老朽化、財政健全化など社会情勢や経済情勢などの変化を捉え、これから時代に対応できる計画を目指す。

(5) わかりやすく、実効性のある計画

総合計画は、町民と行政との協働のまちづくりの行動指針であるため、簡素で分かりやすい内容、表現に努めた計画とする。また、重点的な施策を描くとともに、目標や重要業績評価指標（KPI）を掲げ、PDCAサイクルを確立させることにより、実効性のある計画を目指す。

◎計画策定までの大まかなスケジュール（想定）

※ 実際の取り組みは、進捗状況等を鑑みながら、柔軟にスケジュールを変更しながら進めていく。

(H30.10月現在案)



★ 本スケジュールは、次期総合計画策定に向けた部分を主に記載したものであり、現在（第5期総合計画）の実施計画見直し、総合戦略策定等は、並行して進める。

※1 評価・検証作業は、次期総合計画策定に向けた検討材料とするものであり、現時点（平成30年度まで）のものとなる。最終的なりまとめは、次期総合計画を策定する中で、整理していく。

3. 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す内容や計画の期間は次のとおりとする。

(1) 基本構想

基本構想は、清水町のまちの将来像や、まちづくりの大きな目標などを示す計画で、構想の期間は、平成33年度（2021年度）から10年間とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標達成に向けた政策・施策を示す計画で、計画の期間は前期・後期それぞれ5年間とし、社会情勢などに柔軟に対応できるよう、期間内であっても必要に応じて計画の見直しができるようにする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいて、毎年どのような事業や事務をするのか、事業量や経費など具体的に示した計画で、計画の期間は町長の任期に合わせ原則として4年間とし、予算編成と合わせ、毎年度策定する。

4. 計画の策定体制

(1) 庁内体制

(仮称)総合計画策定会議（課長職以上）、必要に応じて部会やワーキンググループ等を設置する。

(2) 町民の参画

町民等へのアンケート、町民によるワークショップ、まちづくり懇談会（各種団体、各地域など）、パブリックコメント実施などを行う。

(3) 総合計画審議会

総合計画審議会へ計画策定の進捗報告と、諮問された計画案の答申を行う。

5. 策定のスケジュール

策定の期間は、平成31年度から2か年とし、平成33年度（2021年度）に新しい総合計画（第6期）をスタートする。

(1) 平成31年度（2019年度）

住民や中・高校生へアンケート実施、まちづくり懇談会（各団体や地域）、町民によるワークショップなどの開催、庁内での検討（総合計画策定会議等）などにより、第5期総合計画の検証と、現状や課題の把握を行うとともに、まちづくり講演会の開催を行うとともに、庁内で計画原案の作成・検討を行う。

(2) 平成32年度（2020年度）

町民によるワークショップ、庁内での計画策定会議、まちづくり懇談会（各団体や地域ごと）などの基本構想などの説明や意見交換後に、計画案のパブリックコメントなどを経て、町議会へ基本構想・前期基本計画を提案し、第6期清水町総合計画（基本構想・前期基本計画・実施計画）の策定を行う。

第6期清水町総合計画策定の基本方針

1 計画策定の趣旨

清水町の総合計画は、昭和46年度から10年ごとに社会情勢や経済情勢の変化に伴い、住民のニーズや課題に対応するため、現在まで5期にわたりその時代に合った総合計画を策定し、清水町のまちづくりを推進してきた。

平成22年12月に策定した平成23年度から10年間の「清水町まちづくり計画(第5期清水町総合計画)」においては、清水町の将来像を「みんなで生き生き 豊かさ育むまち とかしあみず」とし、少子高齢化や高度情報化、環境問題、危機的な財政課題など、これまでの価値観や視点の改革と、身の丈にあったまちづくりなどの課題解決のため、毎年度、実施計画の見直しを行うなど、その実現に向けた取組みを進めている。

この間、人口減少社会の到来や大雨による災害など、住民ニーズや町に求められる役割等の変化により、第5期清水町総合計画を振り返るとともに、10年先を見据えたまちづくりが必要となっている。

このような背景を踏まえ、本町の産業や特性を最大限に活かし、人口減少対策と本町の発展を目指し、まちづくりを推進するため、新たな総合計画を策定する。

2 新しい総合計画の考え方

(1) 総合計画の位置づけ

総合的かつ計画的にまちづくりを行うための最上位計画として位置付けし、各種施策の実施や計画策定においては、総合計画との整合性を図るものとする。

また、平成23年の地方自治法改正により、法律上の総合計画を構成する基本構想の策定義務はなくなったところである。しかし、総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画となることから、清水町まちづくり基本条例に基づき、議会と行政との協働のまちづくりを進めるためにも、総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、議会の議決事項として位置づけていくこととする。

(2) 清水町人口ビジョン・総合戦略との関係

平成27年に策定した清水町人口ビジョン・総合戦略は清水町総合計画と期間が重複しており、今後の国や道、十勝管内の市町村の動向も注視しつつ、整合性を図るものとする。

(3) より多くの町民参加

清水町まちづくり基本条例の目的にのっとり、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、計画づくりへの参画の場の確保に努めた計画づくりを進める。

(4) 社会情勢、経済情勢などの変化に対応

人口減少、少子化や高齢化の進展、自然災害、公共施設の老朽化、財政健全化など社会情勢や経済情勢などの変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指す。

(5) わかりやすく、実効性のある計画

総合計画は、町民と行政との協働のまちづくりの行動指針であるため、簡素で分かりやすい内容、表現に努めた計画とする。また、重点的な施策を描くとともに、目標や重要業績評価指標（KPI）を掲げ、PDCAサイクルを確立させることにより、実効性のある計画を目指す。

3 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す内容や計画の期間は次のとおりとする。

(1) 基本構想

基本構想は、清水町のまちの将来像や、まちづくりの大きな目標などを示す計画で、構想の期間は、平成33年度（2021年度）から10年間とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標達成に向けた政策・施策を示す計画で、計画の期間は前期・後期それぞれ5年間とし、社会情勢などに柔軟に対応できるよう、期間内であっても必要に応じて計画の見直しができるようにする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいて、毎年どのような事業や事務をするのか、事業量や経費など具体的に示した計画で、計画の期間は町長の任期に合わせ原則として4年間とし、予算編成と合わせ、毎年度策定する。

4 計画の策定体制

(1) 庁内体制

(仮称)総合計画策定会議（課長職以上）、必要に応じて部会やワーキンググループ等を設置する。

(2) 町民の参画

町民等へのアンケート、町民によるワークショップ、まちづくり懇談会（各種団体、各地域など）、パブリックコメント実施などを行う。

(3) 総合計画審議会

総合計画審議会へ計画策定の進捗報告と、諮問された計画案の答申を行う。

5 策定のスケジュール

策定の期間は、平成31年度から2か年とし、平成33年度（2021年度）に新しい総合計画（第6期）をスタートする。

(1) 平成31年度（2019年度）

住民や中・高校生へアンケート実施、まちづくり懇談会（各団体や地域）、町民によるワークショップなどの開催、庁内での検討（総合計画策定会議等）などにより、第5期総合計画の検証と、現状や課題の把握を行うとともに、まちづくり講演会の開催を行うとともに、庁内で計画原案の作成・検討を行う。

(2) 平成32年度（2020年度）

町民によるワークショップ、庁内での計画策定会議、まちづくり懇談会（各団体や地域ごと）などの基本構想などの説明や意見交換後に、計画案のパブリックコメントなどを経て、町議会へ基本構想・前期基本計画を提案し、第6期清水町総合計画（基本構想・前期基本計画・実施計画）の策定を行う。

6 その他

(1) 議会との連携として、定期的に計画策定の進捗報告などを行う。

(2) 清水町議会の議決すべき事件に関する条例の改正を平成31年3月に行う。